

日本茶俗史の研究(下)

吉 村 亨

はじめに

第一章 宗教儀礼と茶

第二章 茶俗世界における「茶湯」の歴史(以上が第24号「日本茶俗史の研究」(上))

第三章 茶園の寄進と茶湯料

十四世紀にかけて、喫茶の風は大いに普及し茶文化は着実に裾野を広げていった。こうした普及・発展の指標の一つに茶園の拡大が挙げられ、各地に茶園の分布を確認できるようになり、やがてその寄進や売買といっ

た状況も時代とともに増加してゆくことになる。ところで、その寄進の在り方をみると、一般の田畠とは異なる側面を見いだすことができる。一例をあげてみよう。

暦応四(三三二)年閏四月二十一日、沙弥十念は、紀伊国古佐布郷内馬場彦次郎垣内所在の茶園地子等を含む田地を、高野山御影堂に「陀羅尼料足」として寄進した。⁽¹⁾

奉寄進 御影堂陀羅尼田事

合両所者在古佐布郷内

馬場彦次郎垣内庵察前小畠加定、
茶園片子春五百、秋三百、已上八百定之、

在所

宇井唯性垣内 夏麦三斗、秋大豆二斗五升定之、
毎年公事物百六十文アリ、

右垣内者、十念買領相伝之私領也、而且為訪二親并亡妻并、且為祈十念現世安穩後生善処、所奉寄附御影堂陀羅尼料足、相副両所本券十四通也、然則七世四恩、速預減罪生前之益、法界含識、同遂離苦得樂矣、仍奉寄進狀如件、

暦応四年^{辛巳}潤四月廿一日

願主沙弥十念(花押)

本文中に「且為訪二親并亡妻并(菩提)、且為祈十念現世安穩後生善処」とあるように、この茶園を含む二ヶ所の田畠は、沙弥十念が、夫婦二人の両親と今は亡き妻の菩提を訪(弔)い、また自分の現世安穩・後世善処をも祈願して自らが「願主」となって、高野山御影堂に寄進したものである。「陀羅尼料足」の「陀羅尼」とは、もろもろの障害を除いて種々の功德を受けるといわれる呪文で、毎日の諷経や勤行あるいは月毎の宿忌法要などに集まった人々に対して振舞いなどが行われるのが通例なのか、それに必要な費用に充当するための寄進と

考えることができよう。なお、この寄進状は、茶園寄進としては早期の事例に属するものでもある。

史料の点数こそ多くはないが、所見したものを一覧したのが表4「茶園・田畠等の寄進」で、寄進の目的が分るものを「事由」欄に記しておいた。掲出事例の大半は、茶園・田畠などの寄進目的を尊霊の菩提を弔い後生善所のためとし、ときには寄進者本人の逆修や滅罪生善を祈願しての寄進もみえている。文中にそうした目的に関する記載はみえないが、「葉室山御霊前」に所在した茶園を寄進した次の史料も同様のものと考えべきだろう。⁽²⁾

寄進

茶園壺所

在葉室山御霊前
東西六丈
南北拾一丈

右、臨川寺三会院永所寄進之状、如件、

文和三年十二月廿一日

権大納言長光判

表4には入れていないが、寄進に際して置文⁽³⁾が作成されるということもあつた。

(端裏書)

「寄進状 山本仁よのしもさこのまゑ」

令寄進山本置文状事

- 一反、字右近前、所当秋壺石伍斗^{大和介上、}
麦七斗七升上、
- 一所、字柏尾西^{麦四升、}
大豆二升、助太郎上、
- 一所、茶園字西殿 一所、畠字西殿御堂前、
- 一所、字田ハタ、茶園、柿木、

右件之田畠茶園樹等、為面々尊靈之訪ニ此置文也、於末代、此旨東殿・松岡殿、可為御計者也、比丘尼見心此狀書置所如件、

貞治五年丙午十月十七日

比丘尼見心(略押)

つぎに掲げるのは、寄進された田畠を「茶湯分ノ田地」⁽⁴⁾と表現しており、同年十月二十四日付の添状には「母にて候物、為靈供而、田少シ奉寄候、永代彼亡者の御とふらい、御懇切に被成可給候」⁽⁵⁾との付記がみえている。新寄進状之事

右性伸・性了茶湯分ノ田地一反四百成、永代所奉寄進也、仍為後代一札如斯、

田坪は新辺古館根、
作人ハ前原孫次郎

新福寺住持道也、

香取小四郎直重花押

永正十五年戊寅貳月廿八日

(4)

香取新福寺へ奉寄進状

母にて候物、為靈供而、田少シ奉寄候、永代彼亡者の御とふらい、御懇切に被成可給候、於彼田地、以後に少も公事・公役あるまじく候、もしいつかたよりも、すこしも子細とも候者、彼文所をさきとして、御さたあるへく候、仍テ田之坪は、大山之下、みゑそひかうかいほつくにて候、仍為後日一筆如件、

永正十五年つちのへ十月廿四日

香取助二郎花押

寄進新福寺仁

また、大永二(一五三二)年十一月十三日付の「浄賢・道阿弥連署請文」⁽⁶⁾は、端裏書に「念仏堂茶ノ請文」とあることから、九条家の家司浄賢らが、茶そのものを念仏堂に祀られている前関白の霊前に供えるのに必要な費用に充てるため畠地を寄進したというものである。

(端裏書)
「念仏堂茶ノ請文」

御寄進 畠地之事

合玖拾歩者^{大副里拾坪西繩本寺段置而次也}
成仏寺屋敷也

右件壺所者、為慈眼院御菩提也、前関白殿様毎年御茶十鉢進上、^(袋)

大永貳年十一月十三日

浄賢(花押)

道阿弥(花押)

以上、中世における茶園等の寄進が、祖霊の法要等に必要とされる費用に充当する目的で行われる事例を検証してきたが、一方で考えておかなければならないことは、こうして寄進された茶園から採葉され精製される茶そのものが、霊前の供茶や振舞いなどの「茶湯」に用いられることもあったのではないか、ということである。残念ながら、今のところ、そうした過程を直接的に語るような史料は見出せていない。

なお、茶園・田畠等の寄進行為は近世に至っても基本的に変わらない。一休宗純宿忌の「半斎法語」にともなう「茶湯」⁽⁷⁾、「為靈飯茶湯供養」⁽⁸⁾などはその一例であるが、逐一それらを掲出することは省略したい。

さて、陀羅尼料足・大悲呪一遍之料所・千部経料・長日御明料など、茶園や田畠などの寄進の名目は様々だが、のちにこれを「茶湯料」と称し、寄進された田地を「茶湯料田」などと言っている。

所見したかぎり、「茶湯料」という言葉の早期の史料が、『法恩寺年譜』⁽⁹⁾ 応永十三(一四〇六)年の項にみえる以下のような記事である。

当郡成木方之田式段、為石塔茶湯料、寄付文并願成寺之事、願頼之儀有別、

六月三日

正碩判

報恩寺

正碩という人物が、武蔵国多摩郡に所在した法報恩寺の石塔に、成木方の田地二段を「茶湯料」として寄付したことを示すもので、おそらく今は亡き父母など祖霊祭祀の供料に充てるための行為とみるべきであろう。いうまでもないことだが、「茶湯」は「ちゃのゆ」とは訓せず、「チャトウ」と読む⁽¹⁰⁾。

『明通寺文書』文明十七(一四八五)年閏三月二十一日付「日光坊昌範置文」⁽¹¹⁾の「当坊(日光坊)エ永代婦(寄)附之中、方々暫下行之注文」の一条にも「一、代式貫文、毎年無懈怠、高野山西谷井久庵工御渡可有候、一貫文ハ井久庵之持懸之分ニテ候、又一貫文ハ聖衆迎向院ニ身之位牌立置候、其茶湯領にて候」とみえている。文中の「茶湯領」は「茶湯料」のことである。『忠富王記』永正二(一五〇五)年正月二十日条には、忠富が「茶湯代」として二〇疋を本願寺に届けさせた記事もみえているが、「茶湯料」や「茶湯代」は田畠や金銭ばかりとは限らず米(茶湯料米)が用いられることもあった⁽¹³⁾。

近世になると、茶湯料は「茶湯免」「茶湯面」とも称されている。たとえば『甲州文庫』には、享保五(一七二〇)年四月の福善寺宛「茶湯免覚」⁽¹⁴⁾、文化九(一八二二)年二月の「永代茶湯免寄附証文」⁽¹⁵⁾、年未詳「茶湯免寄進地所証文詐取一件願書」⁽¹⁶⁾などの史料が確認できる。また、「群馬県立文書館目録」⁽¹⁷⁾からも十左衛門の女房病死

にともない下畑一反二畝余を茶湯免として吉祥寺桂岸和尚に寄附した享保十七(一七三三)年四月の「湯野原組十左衛門伴善六他茶湯免証文」や、病死人の埋葬を依頼したという内容を含む慶応二(一八六〇)年十月から明治二(一八六九)年三月に至る「養寿寺茶当免書付」(四通一括)などが検索できる。⁽¹⁸⁾

「茶湯面」については、前掲「群馬県立文書館目録」の『斎藤美雄家文書』に、下田一反一畝十八歩を安楽寺宥応法印宛に「茶湯面」として寄付した享保十九(一七三四)年十一月二十六日付「花香塚村施主名主関口弥左衛門一札」、『清水てつ家文書』に、先祖の「茶湯面」として芦田川幹五郎へ差し遣わした文政十二(一八二九)年二月二日付「依兵庫下知書」などの文書が確認できる。また、神奈川県立公文書館が収蔵している『竜像寺社文書』には、寛永二十(一六四三)年から明和元(一七六四)年の「龍像寺御茶湯面之覚」、文化十五(一八一八)年の「龍像寺御茶湯面検地帳」、嘉永五(一八五二)年の「御朱印御茶湯面境内并見付畑小作取立帳」などがふくまれている。⁽¹⁹⁾

なお、こうした「茶湯料」の拠出は共同出資ということもあったようで、『天文日記』天文十三(一五四四)年十一月八日条には次のような記事を見出すことができる。⁽²⁰⁾

報恩講中於御影堂、茶湯料事寺内直參衆、講衆北町屋帯刀・新屋敷藤左衛門・同帯刀・同五郎兵衛・清水主計・北丁勘解由同孫左衛門・同宗左衛門・西丁二郎左衛門・北丁彦三郎此十人也。為此講中毎年勤之度之由、以淨照申旨、源八披露之。思寄言上之条、可調之旨所申出也。此義者於山科相調之人数(地下講衆也)候き。其通承及如此相望儀也。

さて、「茶湯免」「茶湯面」なども称される「茶湯料」は、既出の史料からも分るように寄進行為に及んだ

事例が多く、しかもそれは中世半ばから近代にまで至っている。所見したものをまとめたのが表5「茶湯料田・茶湯料等の寄進」である。

先に掲出した『法恩寺年譜』応永十三（一四〇六）年の史料は、「茶湯料」の寄進に関する早期のものでもあるが、「願頼之儀有別」とあるだけで、寄進事由については書かれていない。しかし、表中の「目的」欄からも判別できるように、その多くは先祖や両親・妻（夫）あるいは特定故人の菩提を供養するのに必要な費用に充当するための寄進であって、本章のはじめにみた茶園の寄進と同じ世界に属する行為でもあった。

それでは、表4で一覧した茶園・田畠等の寄進と、表5の茶湯料田・茶湯料等のそれとは、どのような違いがあるのだろうか。

茶園・田畠等の寄進は十四世紀半ばから姿を見せはじめ、十八世紀末に至っているのに対し、茶湯料の寄進は、十五世紀初頭から十九世紀の近代にかけてまでその史料を確認することができ、時代的にみれば、茶園等の寄進が茶湯料のそれより先行している。しかも茶園等の寄進は徐々に姿を消し、茶湯料がこの行為を包括しながら長く寄進の意味を持ち続けたと言えそうだ。つまり、故人の菩提供養の経費に充当すべき事由を明記しながら行われる茶園等の寄進が、時代を経るとともに「茶湯料」という名目上の言葉によって表現されるようになり、それが徐々に社会的認知を獲得しながら特定の意味を含んだ言葉として定着し一般化していったと理解することができよう。

茶園の寄進は、菩提を弔い供養するための原初的な行為であった。その淵源には、茶をもつて精霊を祭祀し供養するという、茶そのものが持つ本源的な意味があらためて問われるべきなのかもしれない。

〔註〕

- (1) 「沙弥十念高野山御影堂陀羅尼田寄進状」(『続室簡集』六、『高野山文書』、『大日本史料』第六編之六)
- (2) 『臨川寺重書案文』文和三(一三五四)年十二月二十一日付「葉室長光茶園寄進状」(『大日本史料』第六編之十九)
- (3) 『勝尾寺文書(箕面市史)』史料編二(一)
- (4) 『香取文書纂』永正十五(一五二八)年二月二十八日付「香取小四郎直重寄進状案」(『大日本史料』第九編之八)
- (5) 同上『香取文書纂』
- (6) 『九条家文書』四
- (7) 『大徳寺文書』年月日未詳「真珠庵宿忌・半齋法語」。東京大学史料編纂所「古文書フルテキストデータベース」の検索による。
- (8) 『齋藤美雄所蔵文書』寛政四(一七九二)年二月「地主茂右衛門・名主治右衛門靈飯証文之事」。群馬県立文書館目録「古文書・県史資料」の検索による。
- (9) 『大日本史料』第七編之八
- (10) 九州大学総合研究博物館デジタルアーカイブにより岡山県立博物館所蔵文書のなかに文政十三(一八三〇)年正月「茶湯料請取証文之事」という古文書一通が確認できるが、この「茶湯料」を「チャノユリヨウ」と読ませているのは誤りである。こうした例は結構多い。
- (11) 福井県公文書館「古文書」目録データベースの検索による。
- (12) 「茶湯代」や「茶代」に関連して、『福井県史』通史編4・近世二(第五章「教育と地方文化」)第四節「庶民の生活」四「子供・若者・老人」(「茶代と「あせち」」の項)に次のような興味深い記述がある。少し長くなるが引用しておく。

老後の社会的な保障がない当時にあつては、自分の生活は自分で守るよりほかなかった。隠居以後の夫婦の生活、もしくは夫なき後の妻の生活を、安定的なものとするための方策が次第に講じられるようになった。大野郡の一部の地域に、「茶代」「茶之代」あるいは「茶代金」と称して、隠居するに当たつて山や田畑もしくはお金そ

のものを留保しておいたり妻に譲ったりする制度がみられた。

ただし「親父様御死去被成候後母様御存命之内」（西川長一家文書）「此度御両親隠居ニ付御茶用田与而……御高田地共ニ御一生ケ間御支配を被成可被下候」（天野八郎右衛門家文書）の史料からもうかがえるように、その保障は存命中に限定され、死後は再び息子なり家に返却された。さらに進んだ形のものとして、家内が不和になった場合、家の内を囲うか、もしくは隠居家ないし別宅を作るように指示したものもある。この場合、将来起こるであろう嫁と姑の対立が念頭に置かれており、「我等死後二至候而も家内睦敷暮可被申候、万一不和之義出来候ハ、」の文言は、そのことをよくうかがわせる。

「茶代」と同じような意味で使われた言葉に、「あせち」あるいは「あぜち」がある。「庵室」（あぜち）は、宗教の世界では隠遁者の仮の住まいの意味に用いられていたが、近世の大野郡や敦賀郡の一部では、隠居にとまなう言葉として使用され、用語としても「茶代」とほぼ同じ頃からみられる。延宝（一六七三〜八一）期の大野郡の史料には、「あぜち家中屋敷」「あせち分田畑」「親あせち分」（中村孫右衛門家文書）などとしてみられ、田畑や家・屋敷などを親に別に割いて与える際に用いられている。残された史料が少ないので断定はできないが、隠居そのものの意味か、もしくは隠居所や別宅などの場所を指す言葉として使用されていたものと思われる。

- (13) たとえば、天文十六（一五四七）年五月二十六日、毛利元就は安藝大通院に「茶湯料米」を寄進（長防風土記）、東京大学史料編纂所「大日本史料総合」データベースの検索による）。室町後期と推定される年未詳正月十七日付「吸江斎宗有書状」は「三郎位牌」が立て置かれたことの礼を述べ、同人の二十九日の命日にあたって「茶湯料式石」を遣進することを記している（『大徳寺文書』、東京大学史料編纂所「古文書目録」データベースの検索による）。また、富山県公文書館所蔵史料のなかの『瑞泉寺文書』（瑞泉寺所蔵、井波町井波・明暦二（一六五六）年十月十七日付「奥村因幡ら書状」には「茶湯料米五十俵」が、文化六（一八〇九）年十二月付「快円住覚」には「茶湯料三石」が瑞泉寺に寄せられたことがみえている。

- (14) 山梨県デジタルアーカイブの「甲州文庫資料検索システムデータベース」の検索による。山梨県立博物館収蔵資料

でも同じ文書が検索できるが、こちらのほうでは「都留郡小沼村福善寺古証文」のなかに含まれるものとされている。

(15) 同前。甲州文庫資料検索。山梨県立博物館収蔵資料。

(16) 同前。甲州文庫資料検索。

(17) 「群馬県立文書館目録」のデータベースの検索による。

(18) このほか、茨城県立歴史館所蔵史料の『千妙寺史料』にも宝暦六(一七五六)年「茶湯免并取添質地畑紛失反別之事」といった史料も存在する。

(19) 神奈川県立公文書館「古文書・私文書目録」のデータベースの検索による。

(20) 「れきはくホームページ」より。

第四章 通過儀礼と歳事の茶俗史

1. 通過儀礼と茶

今でも、出産や育児あるいは婚礼・葬礼といった人生の通過儀礼に、茶が重要な役割を担って登場することについては、すでに「産育・葬送儀礼にみる日中茶俗の比較研究」⁽¹⁾や「中国・日本の婚礼茶俗と文化コミュニケーション」⁽²⁾の論稿でその具体例を検証した。ついでそれらの歴史を追い求めようとしたが、蒐集しえた史料は意外に少なかった。

大阪府交野市の例だが、明治九年の「産餅、御保家餅名前控并二祝儀進上物」という史料に依拠して民俗を記述した『交野市史』民俗編に、以下のような一文がある。⁽³⁾

産後七五日目を「親のゆみあき(忘み明き)」といった。この日までは産婦は穢れた身体と考えられており(中略)、この穢れを清めるために産婦は宮参りを行い(各村)、以後、一般の生活をする事が認められたものである。

宮参りの帰路、心安い家や親類の家に立ち寄り、お茶などの接待を受ける風習(郡津・倉治・私部・寺・私市・星田)も、宮参りによって清められた身体であることの承認を受けることから始まったものと思われる。

枚方の中振では、あとがすぐ生まれないように寄り道をして近所でお茶をよばれたといわれた(『枚方の民俗』)。

産穢を清めるために茶を飲むなどの事例をはじめ、産育茶俗のなかには前近代に遡ると想像させるものも少なくないが、史料として入手できたのは、『高槻市史』第二卷(本編Ⅱ)が収録する『吉田(泰)家文書』の「祝儀覚」に、「跡取り」息子だけは初節句に連日「内祝配り」「町内女茶」「朋中中茶」「出入衆茶」などを催した、とする記事だけである。婚礼茶俗についても同様で、『西大寺文書』永正八(一五二二)年九月二十七日付「丹後国志楽荘年貢散用状」⁽⁴⁾には「祝言茶代」という記載がみえるという。

祖霊祭祀や法事あるいは様々な宗教儀礼と茶の関わりについては本稿の第一章で詳述したが、葬送の行列には「茶湯」と呼ばれた役割の者が参画している。以下はその一例である。⁽⁵⁾

大飯郡高浜村の庄屋の家での葬儀の事例により、その式次第をみていくことにする(常田幸平家文書)。亡くなったのは八〇歳の女性で、嘉永五(一八五二)年閏二月二十日に亡くなると同時に親類に知らせている。(中略)葬儀当日の二十二日の役割は、明松・霊供・導師幡・幡・盛物・四花・香爐・茶湯・位牌・笠杖・

四燈・天蓋・棺・添肩・供・野札などで、それぞれ必要な人数が割り当てられた。

2. 歳事の茶俗① 正月の大福茶と喫茶

正月元旦の鶏鳴時、年男が「若水」と呼ばれる清水を汲み、この水で沸かした茶を神仏に供えたり家族一同で飲む習慣を一般的に「大福茶」（あるいは「福茶」と称している。『神護寺文書』年未詳七月六日付「重長書状」に「兼又大服茶」とあるのが、この大福茶に関する早期の史料だが、『建内記』文安元（二四四）年六月記の紙背文書にある年月日未詳「断簡」に「兼又例大服雖」「恐憚入候、一合令進上候」とある「大服」も大福茶のことだろうか。

近世に入ると、この大福茶に関する詳細な記載を多く見出すことができる。たとえば『言経卿記』慶長九（一六〇四）年正月七日条「一、節分之神供已下祝詞如例了、豆ヲハヤス、大澤弥七郎也、舟書之、大服・盃酌已下如例了」の「大服」も大福茶のことで、『舜旧記』元和元（二六一）年正月一日条「早旦行水、当院勤行祝聖、次如例年大服茶・花平餅・羹・御酒祝了」は、若水信仰と不可分な関係にあった大福茶の姿を知ることができる。

京都の年中行事を詳しく紹介した黒川道祐著『日次記事』⁽⁷⁾正月元旦の項に、若水・年男に続いて大福茶の説明が⁽⁸⁾されていることは周知に属するが、『守貞漫稿』⁽⁹⁾では京坂の「大福」と江戸の「福茶」を比較⁽¹⁰⁾して興味深い。なお、この正月の茶俗を「福わかし」⁽¹¹⁾などと呼ぶこともあった。

「象彦」の名で知られる京都の漆器商西村家が伝える史料のなかに、寛政三（一七九）年頃に三代目西村彦

兵衛の著したものとされる『歳中行事記』⁽¹²⁾という記録があり、西村家で行われていた正月の「大福茶祝」に関する詳細な記載をみる事ができる。

正月元日 朝七ツ時

神棚二 釜戸神 井神 走り 雪隠所 仏壇

右燈明・雑煮備ル事。

大福茶祝小梅二ツ入

若水おけら火ニテ

雑煮もち、頭いも、
大根、小いも、こんぶ花かつほかけ

向組重の 焼物皿塩小たい
いわし付

神棚 荒神 鏡餅御神酒備ル事

三宝飴のしこんぶ・ミかん・かき
土器二田作・梅干付置

見世・台所共御礼受、不敬なき様。

出礼 町内 丸屋町 たびや町 橘町

内和中 親類 知音 寺方

蓮光寺江銀□□
町内向寺方へ年
玉茶台巻ツ、

(以下、昼食・夕飯などの詳細は省略)

「大福茶」という呼びかたこそしていないが、正月に茶を飲んだり新年の挨拶に来た客に「茶湯」を勧めた

りする習俗は、すでに十五世紀以降の史料で多くの事例を確認することができる。『教言卿記』応永十五(一四〇八)年正月の記事をみると、十三日に今年初めて来臨した宝生院には「湯茶ハカリ」であったが、十六日にやって来た東源西堂と山書記に対しては今春初めてということ、「茶湯」を勧めている。正月の来客に対する茶の接待と見るべきだろう。『繫驢楸』応永二十(一四一三)年の「惟忠和尚靈龜山資聖禪寺語録」⁽¹³⁾には「元旦上堂、(中略)、夜坐冷於水、(中略)、且坐喫茶」とあり、正月元旦の喫茶と若水との不可分な関係を思わせる。

天正元年(一五七三)より寛文九年(一六六九)の筑前国志摩郡板持村(現福岡県糸島郡前原町板持)について、中世以来の在地土豪であった朱雀家の古文書・古記録中に『自天正寛文年間古記』⁽¹⁴⁾という史料があり、その慶長十九(一六一四)年条の「年中定祭事」には以下のような記事がみえている。

一 内家中定祭事

正月 伝ノ古升ニカザリ

元日 宝来 次ニ白散茶 次ニ大魚ツゲ

「白散茶」というのがどのような茶であったかは分からない。また、『知恩院史料集』「日鑑・書翰集」一の元禄二(二六八九)年・三年・四年正月の項には「茶礼」の記事を多く検出することができるが、同四年正月元日条には「御内礼七ツ、座敷御居間、方丈内僧衆同時前三後一礼拝畢、口祝、次梅干、次御茶、次侍中御礼、次御雑煮、御弟子・内役者其外壱両人御相伴、」と記載されている。大福茶には付き物の「梅干」が姿をみせており、この茶を飲んでから「御雑煮」という過程も貴重である。福井県大野郡中野村の花倉家の年中行事を解説した『福井県史』⁽¹⁵⁾には、「元旦は一番鶏が鳴く頃、年男が豆柄で火を改めてたきつけ、若水をくみ茶釜・湯釜・

大釜に入れる。若水には若返るといふ俗信があつてお茶をたてて飲んだのである。明け方には使用人も含めて全員が道場に詣でて仏事を営んだ。」と記されている。

ここで、少し時代は下るが、京都の公家三条家の年中行事を富田織部が安政二（一八五五）年にまとめた『三條家奥向恒例年中行事』⁽¹⁶⁾という記録が載せる、正月「大福茶」の記事をみておきたい。

○奥向年中行事

△正月元日、今暁子刻過、年男のしめ麻上下若水をくむ。

（若水汲みの手順、その後の所作に関する記載は省略）

次ニ大福茶御祝遊す。本儀ハ御薄茶也。御拝領御在合のせつハ是を御用之事

御次第に
御祝ひに
遊す事。御茶こんふ
梅干 老女
御はいせん

（裏白とユズリハを敷いた天目台上に薄茶碗をのせた挿絵、省略）

御客様御出の時も
御茶たい
御通にして出す事。
ほななか
ゆつりは

次ニ御雑煎御祝の事。（後略）

「御茶こんふ」の下部にユズリハと裏白を敷いた天目台に薄茶碗をのせた挿絵が描かれているのも貴重だが、大福茶に薄茶を用いているのは、いかにも公家らしい光景である。

旧藩時代の名古屋および尾張の年中行事を刻明に記した天保十五（一八四四）年成立の『尾陽歳事記』⁽¹⁷⁾にみる記事も、この地方における大福茶の定着あるいは武家・城下町の茶俗を考えるうえで貴重である。

元日

御家中の御方々年頭御礼御登城

諸家年礼 商家にては二日より出る 元日は戸を開か^(ず)須

今朝若水を汲む。今日より三日まで貴賤雑煮餅を食し、大服をのみ屠蘇酒をす、む。屋中歳徳棚を儲く。

なお、正月茶俗としても一つ述べておかねばならないのが茶の贈答で、『建内記』文安四(一四四七)年正月四日条には柿と引茶(淡茶)の葉茶が贈られた⁽¹⁸⁾ことが見え、明応七(一四九八)・八年頃と推定される「蜷川親孝書状案⁽¹⁹⁾」にも「為改年之祝儀、芳茗三十袋到来候訖」と記されている。

3. 歳事の茶俗② 盆月(盂蘭盆)の「チャトウ(茶湯)」

歳時の茶俗のなかでとりわけ興味深いのが、盂蘭盆におこなわれるチャトウ(茶湯)である。現代も大阪府池田市をはじめ各地で行われている「オチャト」の実際および御精霊の送迎や施餓鬼に関係して明らかとなる茶の境界性といった側面については、既稿「歳時の茶俗と供茶・施茶の世界⁽²⁰⁾」を御覧いただくこととして、ここではそうした盆月茶俗の歴史を辿ってみたい。

『師守記』貞和元(一三四五)年七月十四日条に「今夕盂蘭盆講如例、(中略)、予対面差大茶、其後帰寺」とみえている。「大茶」というのがどういうものなのか分からないが、「盂蘭盆」の講会等に参会した人々に茶が勧められたり、来客が茶を供え物にしたりする習慣がこの時期に存在したことを思わせる。盆月茶俗の早期の事例とすべきだろう。

盂蘭盆を中心とした盆月の茶俗は、十五世紀以降になると数点の史料を検出できるようになる。そのなかでも貴重なのが『看聞日記』の記事で、応永二十四（一四一七）年七月十五日条には「晚景大光明寺施餓鬼聽聞二參、先指月二行、時剋寺二參、於地藏殿長老対面、干飯・茶子等献之、侍臣同食之、」とある。「干飯・茶子等」が献上されたのみで喫茶や飲茶の形跡は伺えないが、事例としては「施餓鬼」をともなう盂蘭盆の茶湯行事に近似している。同記の応永三十年七月十四日条に「盂蘭盆之儀如例。光台寺門前飭座敷有茶接待事。諸人群集云々。」とあるのは、京都伏見の光台寺で催された盂蘭盆会に参集する人びとに対し、門前で「茶接待」が行われたというもので、盆月茶俗の「チャトウ」を彷彿とさせる。同十五日にも盂蘭盆行事は続けられ、施餓鬼聽聞を終えて帰宅した伏見宮貞成は、この夜も光台寺で催された「茶接待」を伴と連れだつて見物しており、「茶屋」を装った「座敷飾」と風流燈籠の見事さに目を驚かせている。「茶屋」については、「石井念佛拍物今夜有風流。茶屋を立。其屋二人形喝食。金打。あやつりて金を打舞。其外異形風流等有之。蜜々見物之。舟津同有風流云々。」⁽²²⁾ともみえている。芸能をともなつた風流の華美な作り物を想像させるが、「飭座敷」というのは、盂蘭盆行事の一環であるだけに、そうした「茶屋」の内部に設えられた盆棚に様々な供物を載せた情景をいうのだろうか。派手さにはかなわないが、あの『珍皇寺参詣曼茶羅図』に描かれた境内の盂蘭盆会と門前の茶屋の風景を想い浮かがわせる一文である。

十六世紀後半以降、盂蘭盆の祭祀にともなう「茶湯（チャトウ）」の記述は、具体性をおびて頻出するようになる。上野国新田莊世良田長樂寺住持の賢甫義哲によって、永祿八年（一五六五）正月〜九月に記述された『長樂寺永祿日記』⁽²³⁾の七月十六日条には、以下のような記事がみえている。

早晨、土地堂諷經、茶子ヲ獻シ、茶湯シテ、盆タナヲトリラク、常住衆雲門ヲ用サセ、令喫茶、愚モ相伴ス、時ヲ能用、ヒルハ水ツケヲ汁器一用、麦之粉ニ抹茶ヲソへ、真言院へ以滄マイラス(以下略)戦国期のものとしては、このほかにも越後国岩船郡小泉庄加納方地頭色部氏の永祿年間の年中行事記録『色部氏年中行事』⁽²⁴⁾があり、その盆月(七月)の項は次のようである。

一、十四日の朝ハ御茶湯。其後御めし被進候。晩ニだんす参申候。そとにて物を被進候。
一、十五日の朝、そうめん・まんてう・うんどん被進申候。其後御めし参候。御茶湯、十四日同前二候。
是も晩ハそとにて物を被進候。

さらに、先述した正月茶俗でとりあげた『自天正寛文年間古記』には、慶長十九(一六一四)年の朱雀家の盂蘭盆行事が詳細に記されている。少々煩瑣だが、この時期の記録として貴重なので、盂蘭盆三ヶ日の記載⁽²⁵⁾を掲出しておきたい。

七月十三日 施餓鬼先祖ヲ祭ル

但十二ノ晩ヨリ門ニミタナヲコシラヘ
先祖ヲ請シ御膳ヲ銘々ニスヘ奉ル
香 灯明先祖ノ数 サウハギニテ水祭ル

五ヘイノチ、メハ モリ物六ゴウ ミタナノ廻リヲ

下三三七九三 上ノ頭ニ付方 五リウハタ 七如来 小バタ 五ヘイニテカザル

如此五段也 水 酒 米 祭ル

十三日未明ニ粥 御経過テ御齋 御布施 但 其時ノ心次第ニ

同晩ニ座敷ニミタナコシラヘカヤノコモヲシキ先祖ヲスヘ奉ル

香灯明銘々ニ サ、ゲヲ煮テ供ル此外何ニテモ菓物供奉ル

水 酒 米 サウハギニテ祭ル

内ノ者共一四日五日八休

十四日 先祖ノ前ニ灯明 茶湯 香 御齋ノ御膳銘々ニ

昼ハ菓物万供ル 晩マサメ煮テ供ル 夜灯明香茶湯

十五日 同灯明 香 茶湯 御齋ノ御膳銘々 但御齋ノ前ニ粥供ル

昼餅ダンゴ供ル 晩サウメン 浄松ニテ施餓鬼

盆月茶俗の基本型は、戦国からこの時期にかけて既に形成されていたと見るべきだろう。現今、各地で行われている盂蘭盆のチャトウと、ほぼ同じような内容となっている。

盂蘭盆におけるチャトウ行事の形成あるいは定着の時期を考えるうえで興味深いのが、神官の卜部吉田家と公家山科家の記録である。

先にみた長樂寺のような寺院に限らず、神官の卜部吉田家でも盂蘭盆の祖霊に「茶湯」を供える行事は恒例化していたようで、梵舜の日記には「例年先祖尊霊備茶湯・種々菓了⁽²⁶⁾」、「尊霊例年備茶湯・蓮飯了⁽²⁷⁾」などみえている。ところが、吉田神官家の記録として、この『舜旧記』に先立つのが梵舜の兄兼見の日記『兼見卿記』であるが、『史料纂集』に収められている元龜元(一五七〇)年〜天正十二(一五八四)年をみるかぎり、「参墓所、備霊供焼香⁽²⁸⁾」とあるものの、供茶等の記載は見つからない。吉田家に関していえば、この神官家における盂蘭盆のチャトウ行事は江戸時代初頭期の梵舜の時代に形成・定着していったのかもしれない。

公家山科家の場合も同様である。大永七(一五二七)年から天正四(一五七〇)年に至る半世紀の長きにわたって記録された『言継卿記』から同家の盂蘭盆に関する記事を見つけることはできなかったが、言継の子言経の日

記『言経卿記』の慶長四(一五九九)年七月十六日条には「一、盃蘭盆例ノ如シ、晚灯明・水ラムケ茶湯進了、念仏申了」とある。『言経卿記』には、薬湯茶としての「川芎茶」をはじめ茶や喫茶の記事は多いが、盆月の諸行事に関するものは少なく、盃蘭盆の「茶湯」については所見したかぎりこの記事のみである。山科家の場合、盃蘭盆におけるチャトウ行事は言経の時代がその形成期と考えるのが妥当だろう。

チャトウ(オチャトウ・茶湯)に代表される盆月の茶俗は、この後、近世中期にかけて多様な階層に至るまで着実にその裾野を広げていった。前節「歳事の茶俗①」で史料の一部を掲出した『歳中行事記』には、正月行事とともに盆月十三日から十六日にわたる詳細が記されており、十八世紀末頃の京都における商家の盃蘭盆行事の典型的な姿を知ることができる。

盆

十三日 毎年精霊会備物定控

仏前昼間よりそうじいたし置。

八ツ時より、横二はつほそへて花立ル。はすの葉しきて。水むけみそむきまきてなす壺ツ

七ツ時比、しら円さとうかけて 御茶とう

夕方過二、さ、げのにはし白さとうかけ

十四日 朝はやく、おはぎひやそばのしたし
あさりのうりづけ 茶とう

ひる時、御ぜん つまみの御汁みそにて

あげこんぶ なら漬のこ、したしもの

夕方 すまし汁しいたけみこんぶ 平皿小さいもかんびやう やきとうふ さ、げしたし すのもの

十五日(中略、「茶とう」なし)

十六日 成丈朝はやく、平皿ぜんまいあげどうふ なすの汁 したしつま、香物 茶とう

朝五ツ時 みや□のだんごそなへ候て、茶とうして仏壇かたづけ候事。

夜分 川原江送り火ニ参ル事。榎あさがら持参候。

十五日の一日だけ「茶とう」は行われていないが、連日三度、大変な献立の供物である。しかも、現在も盛んに行われている大阪府池田市などの事例のように、ほぼ毎日供えられる「茶とう」の茶は、湯気が立たなくなる²⁹と交換され、その回数は一日に数十回にも及び、供物の準備からさめた茶を熱いものと取り替える作業は、古くから主婦の役割とされていたようである。それだけに、家族内に子どもが生まれると、「チャトウゴができた」²⁹などと言って喜んだというが、そうした心意も近世末には定着していたようで、安政六(一八五九)年二月五日より市村座で上演された歌舞伎『小袖曾我薊色縫』³⁰の台詞にも、「それより年立まして是なる娘が出産致し、下世話に申お茶湯子とやら。」という一文がみえている。

近世末ともなれば、盃蘭盆のチャトウ習俗は各地で確認できるようになり、そうした類の記録も豊富に見出されるようになるが、なかでも注目されるのが、やはり大阪府池田市に残されている『稲束家日記』³¹であろう。この日記の盃蘭盆茶湯の関連記事は後註³²に委ねるが、ここでは『新修池田市史』第五卷民俗編の記述内容に注目したい。まず「お茶とう」についてだが、その実際を以下のように説明している。

十三日に祖霊を迎え、十五日早朝に送るまでの期間中にも、水に関する注目すべき習慣がある。「お茶とう」

と違って、十四日の夜は徹夜で仏前のお茶を熱いものに何度も入れ替えて供え、「ソンジヨサン(先祖)のお守りをする」のである。入れ替えたお茶はためておいて、十五日に村内の辻や村境の川にまき、線香を立てる。お茶とうの習俗は池田だけでなく、ほかの地域にもみられる。例えば、宝塚市小浜では四十八回お茶とうをし、真夜中まで続けるという(『宝塚市史』第七巻)。また、神戸市西区押部谷町では、仏にお茶を回数多く供え、水も井に入れて供える。西宮市神呪では「小さな五つの湯呑みで仏壇のお茶を次から次へと替えていた。お盆の上に豆を置いて数取をしながら、七十五回もかえるのである。シヨツチュウかえっていることになる。これをその日ごとにまとめて、夜の暗くなる時分にバケツに集めて四つ辻の川へ流しにいった」(田中久夫『氏神信仰と先祖祭祀』)。伊丹市の村々でも、仏壇のお茶を七十五回替え、これがすむと四つ辻に捨てる(『伊丹市史』第6巻)。

ついで、「お茶とう」を何回も取り替えるこういについて、

祖霊をあの世に送る前に、徹夜でお茶とうを何回も取り替えるという行為は、この世に帰ってきた祖霊を、水の力によって早く、かつ無事にあの世へ送り返すための準備作業と解釈できるのである。十四日夜には、腐りやすいササゲご飯を祖霊に供えたり、十五日の早朝には、ほかの家々より遅れてはいけないと、競い合うように祖霊を川や池に送るのは、祖霊を一定期間この世でもてなした後は、速やかにあの世へ送り返さなければ、かえって子孫にとって危険な存在となると信じられているためであろう。(中略)

また、何度も替えたお茶とうをためておいて、それを辻にまくのはなぜだろうか。村人によると、これは無縁仏にお茶を施す行為だという。先述したように、辻はあの世とこの世の境界であるから、祀り手を

もたない霊がさまよう場所である。ゆえに、辻でお茶をまく行為は、辻において無縁仏にお茶を施し、さらに、水の力によってそれを無事にあの世へ送るための行為であると理解することができる。お茶とうがまかれ、線香の煙が漂う辻は、普段見慣れている風景とは全く異なる不思議な雰囲気にも包まれた空間に変わるという。まさにこの時、辻はあの世への入り口となるのである。

このように、盆行事においては、祖霊だけでなく、無縁仏の霊を慰めることも大切とされている。それは、無縁仏の霊が人間に危害を及ぼさないように防御するためであり、野外や辻に餓鬼棚(無縁棚)をもうけて祀る地域があるのもそのためである。また、「辻飯」といって、無縁仏の霊を慰めるために、十四、五歳の女子が辻にカマドを設けて煮炊きをし、まず辻にそれを供えてから皆で食事をするという地域もある(笹本『辻の世界』)。

以上のように、辻および村境の川や池は、他界(あの世)につながる場所であり、盆行事と密接な関連をもっているのである。

たしかに、村落や町の辻あるいは川や峠といった境界は、あの世とこの世を媒介する領域としての社会的認識をもつて受けとめられており、悪霊や妖怪などが出没する恐怖の空間でもあるだけに、そういう場所に様々な信仰をともしなう対象物が祀られることは多い。残された「お茶とう」の茶が、まさにこういった場所に捨てられるのは、施餓鬼の心意をも併せもちながら、まさに「聖なる茶」そのものの境界性を象徴する行為であったとみていいだろう。盆月茶俗のオチャトウは、こうした「聖なる茶」の本源的な意味を内包しているのである。

〔註〕

- (1) 『比較日本文化研究』第八号 二〇〇四年十一月
- (2) 『人間文化研究』第十七号 二〇〇六年三月
- (3) 『雲川正治家文書』(『交野市史』民俗編 昭和五十六年十一月)
- (4) 東京大学史料編纂所「古文書目録」データベースの検索による。
- (5) 『福井県史』通史編4 近世二 第五章第四節三「通過儀礼」の「葬式」の項。
- (6) 東京大学史料編纂所「古文書目録」データベースの検索による。年未詳ながら南北朝期の書状と考えられている。
- (7) 貞享二年(一六八五)に刊行。
- (8) 「大福 以此湯点茶或漬塩梅於茗椀之内而合家飲之。又献賀客是謂大服。用梅高年後面皮生皴、而欲劬塩梅之皴面也。」京都六波羅蜜寺では正月三ヶ日に「皇服茶」(大福茶)が接待されており、梅干・結び昆布を入れ仏前に献じた茶(御茶湯)を病人に授けて念仏を唱え病魔を鎮め、これを飲むと難病を煩うことはないと言われる由来は、今も多くの初詣客を集めており、北野天満宮でも、境内梅園で収穫した梅を利用した大福茶が振舞われている。
- (9) 著者は喜田川守貞。起稿は天保八(一八三七)年とされる。
- (10) 「福茶 京坂にては元旦先づ若水を以て手水をつかひ次に大福と號けて烹花の茶に梅干と昆布一片を入れて飲之主入より以下各飲之(中略)江戸にてはおおぶくと云ず福茶と云元旦二日三日六日十一日一五六日等数回飲之或は三ヶ日飲之家あり元日のみと云に非ず」
- (11) 敷重孝(大阪府高槻市)「我が家の年中行事(幕末)」(『民俗学』第四卷第一号 昭和七年一月)に「(正月四日)内神様江三ヶ日之備へ物さげ福わかし致シ候事」とある。
- (12) 京都寺町綾小路下ル中之町(現下京区)で漆器商を営んでいた西村家に伝わる記録。屋号を象牙屋といい、代々彦兵衛を称したので「象彦」の名で知られている。『歳中行事記』は、三代目西村彦兵衛が同家の行事毎にその用意を細かく規定したもので、寛政三(一七九一)年に彦兵衛は家訓を著しており、この記録もこのころのものと考えられている。

る。『日本庶民生活史料集成』第二十三卷(三)書房 一九八一年)所収。

(13) 建仁寺大中院本、『大日本史料』第七編之十九。

(14) 『福岡県史』近世史料編(年代記)一、財団法人西日本文化協会編、平成二年三月刊)所収。外題は「自天正寛文年間古記」とあり内題には「万覚記」と書かれているこの記録について、同県史では「内家年中定祭事」が何故に慶長十九年の条に入っているか分からないが、盆の行事を見ても、近世中・後期と推定される「盆とりおこない之事」(近代の慣行に近い)と相当に異なり古風をとどめ、(中略)「年中定祭事」を慶長十九年とすることは必ずしも不自然ではないであろう。簡潔な年譜ではあるが天正より寛文に至る一村落の年代記、それも中世末在地土豪Ⅱ近世の村役人によって記録された覚書として、(中略)他の史料で窺うことができないものも少なくない。」としている。

(15) 『福井県史』通史編三(近世一)第五章第四節「四、村と町の年中行事」

(16) 『日本庶民生活史料集成』第二十三卷(三一書房 一九八一年)所収

(17) 本書の筆者については、尾張藩士小田切松三郎の長子として生まれ、父の代を次いで藩の馬廻り役・大番組・書院番等を勤め、尾張地方の著名な画家の一人としても知られた小田切春江(二八一〇～一八八八)と考えられている。彼はまた、『尾張名所図会』の著者の一人でもあった。『日本庶民生活史料集成』第二十三卷(三一書房 一九八一年)所収。

(18) 『栄松庵(大炊御門信宗姉)送嘉喜、大御所寮(足利義教後室、瑞春院)送茶引茶・菓子引茶五合・嘉喜等、」

(19) 大日本古文書『蜷川家文書』二(三三四六号文書)。「親孝書状ノ反故ナラン」と注記されている。

(20) 『人間文化研究』第十九号 二〇〇七年三月

(21) 中略した部分には、「導師」「唄」「散花」役参入、「御布施」の品々の記載がみえている。

(22) 『看聞日記』応永二十八年七月十五日条

(23) 『群馬県史』資料編五。史料纂集「長楽寺永祿日記」。太田金山城主由良氏・上杉氏・北条氏・武田氏との政治・軍事情勢、長楽寺の諸行事や寺院の経営、義哲ら僧侶の食事・病氣などの日常生活、祭や市などの様子が記され、戦国

期の長楽寺や上野国新田領をとりまく周辺諸国と戦国社会を考える上での一級史料されている。

(24) 本稿の成立は、永禄末年から元龜・天正初期と推定されている。約半分が正月行事に関する記事だが、中世末期の地方国人領主をとりまく儀式・儀礼のようすや生活の実際、「ハレ」の場における風習や領主・家臣・領民らの人間関係が伺えるなど、貴重な記録である(『日本庶民生活史料集成』第二十三卷所収、三一書房、一九八一年刊)。

(25) この『自天正寛文年間古記』を収録した『福岡県史』近世史料編(年代記)一)には、巻頭図版に掲出部分の写真が載せられている。

(26) 『舜旧記』寛永三(一六二六)年七月十四日条

(27) 『舜旧記』寛永七年七月十四日条

(28) 『兼見卿記』天正六(一五七八)年七月十三日条

(29) 讃岐国豊田郡和田浜村(現香川県三豊郡豊浜町)の豪農藤村家の文化十二(一八一五)の年中行事録(『讃岐藤村家年中行事録』、『日本庶民生活史料集成』第二十三卷所収、三一書房、一九八一年刊)に以下のような記載がみえる。

「一 十四日

一汁二葉 鯖とも 今日婦人たるもの万ニ打棄御供茶湯御料等念入可申事

七時 生靈火

寺詣

墓参

親類打廻り拜礼」

(30) 『日本古典文学大系』『歌舞伎脚本集』下、岩波書店、一九六一年刊

(31) 例えは、文化文政年間の成立とされる『郡上郡赤谷村慈恩寺鐘山月鑑』(『岐阜県史』史料編近世八所収、一九七二年刊)の七月十三日条には「今晚・明晩共二茶湯可致事」としてその時の供物献立などが記されているが、九日条には盆棚の準備の記事があり、その道具類のなかに「茶湯茶椀」という記載がみえている。現在の盃蘭盆チャトウでも、

この日のために特別の茶碗が使われることが多く、やはり「チャトウ茶碗」と呼んでいる。安政六（一八五九）年の『汗入郡大庄屋門脇家年中仕来記録控（抄）』（『鳥取県史』八「近世資料」所収、一九九七年刊）には、七月十四日の晩と十五日に西瓜などととも「茶湯」を仏壇に供えていたことが記されているが、精霊送りの十六日条に「夕方御茶湯致し墓参之事」とあるのは、現在も各地で行われている茶俗と比較ができて興味深い。また、大阪府高槻市に残る數家文書のなかの「年中行事」という記録も、幕末期におけるこの家の孟蘭盆チャトウの詳細を伝える貴重な史料である。

(32) 稲束家の盆行事について、『新修池田市史』第5巻民俗編（平成十年三月刊）「盆行事」の項には次のような一文がみえている。

「七月十三日には精霊祭といって、家に先祖の霊を迎える祭が行われていた。天保十一年（一八四〇）の同日条の記載によれば、この日、稲束家の当主はまず旦那寺の西光寺に参詣したのち、夕方に紋付袴という姿で帯には小刀をさし、横岡にある墓に参っている。墓に花などを供えたのち、線香に火をつけ墓にむかってお迎えにきたことを告げ、線香を自宅まで持ち帰り、仏壇の前にしつらえた棚に供えている。家に着くと同時に読経をし、お茶を供えている。線香の火とともに先祖の霊が自宅に帰って来るということであろう。」

また『新修池田市史』史料編五（昭和四十年刊）が記載する『稲束家日記』から孟蘭盆茶湯の関連記事を抜粋列举すると、以下のようである。

弘化二（一八四五）年七月十二日条

「○時服袴帯銀東丘□（奉カ）請精霊、未夕蔭亭御休足普門品奉誦奉御茶女孫而往、良光ヨリ素麵具候、札三匁遣候

茗及盆祝儀
貳匁小兵衛不食ニ付茶代之心持テ

○精霊棚祭 如例」

弘化四年七月十二日条

「精霊御迎、（中略）未夕蔭ニテ鉄ひんを掛置精霊御休足御茶湯小兵工佛壇前ニテ大シ由ヒ讀誦、横丘良舜法衣茶湯

取扱跡戸閉頼置候、礼貳匁、小兵工別茶煮頼茶料、錢百文盆祝儀精靈御休足之扱料万吉反衣の供かつは、暮方二御着壇夫よ里西光寺へ御迎ニ参詣供万吉」

弘化五年七月十三日条

「裕帯釵無羽織(単物書供欸帷子欸)供和田供看番大觀番を以奉迎精靈於未夕蔭御休足猷御茶、大衆悲讀誦西光寺精舎へ袴帯釵奉迎」

嘉永四年(一八五二)盆十三日条

「未夕蔭茶湯讀経从雲舎御休太忠君御肖像掛壁奉拜、火繩火にて御迎西光寺へ復古御迎」

安政二(一八五五)年七月六日条

「○横丘雲舎未夕蔭精靈御迎如旧例御茶湯讀経はき掃除」

安政二年盆十三日条

「申刻二佛壇にて御茶湯をいたし内江黄昏ニ迎まして後、夫より西光寺へ墓燈明料三包御所化たな経廻り留主中小兵衛石頭花立へ花を立御迎申上而帰り候」

結びにかえて

南北朝の内乱を含む日本の十四世紀は、よく「神から人へ」「聖から俗へ」という言葉で象徴されるように、確かに大きな変革の時代であった。このことは、茶文化世界にも共通していえることで、栄西の『喫茶養生記』が説く「葉湯」としての茶は、聖なる性質を深く残しながらも、十四世紀を通じて明らかにその姿を変えていった。

このような変化を、新たな茶文化の創出と考えてもいいと思う。十三世紀における喫茶の普及は、やがて各地に広く茶園の分布を促しながら、室内においては、会所や台所などを中心とした寄合いの茶や闘茶の世界を現出せしめ、室外では、一服一銭茶売りや茶屋といった市井の茶を生み出していった。とくに前者の茶は、草庵の茶としての成長をみせ、後に茶道といわれる世界を形成せしめていく。

ライフサイクルにおける茶の習俗、いわゆる「茶俗」の世界も、この十四世紀に創出された新しい茶文化であった。

中世の茶も、前代を引き継ぎながら、宗教儀式や行事などに多用されたが、そうした状況のなかで注目されるのが、故人の忌日や命日などの法事や法要における供茶・献茶といった事例の増加であろう。それはやがて十四世紀の半ば以降、「茶湯(チャトウ)」という言葉で象徴される供茶・献茶の行為として定着していく。

親や祖先など尊霊の菩提を弔い、後生善所・滅罪生善を祈願して茶園等を寄進するというのも、十四世紀以降にみられる新しい動向であったが、それはやがて十五世紀には「茶湯料」という言葉を生み出し、寄進された田地为「茶湯料田」と呼び、「茶湯料」「茶湯料田」の寄進行為は、実に近代にまで至っている。

「茶湯(チャトウ)」という言葉で象徴される供茶・献茶や、「茶湯料」「茶湯料田」の寄進といった行為が社会的に定着していくなかで生成されていったのが、通過儀礼と歳事の茶俗であった。

習俗としてのこれらの事がらを、文献史料のなか求めていく作業はさわめて難しく、それは本稿第四章「1. 通過儀礼と茶」がよく物語るところだが、「2. 歳事の茶俗」では、それなりの成果が得られたと思う。『神護寺文書』のなかに確認できた「大服茶」の初見史料は、年末詳ながら南北朝期の書状と考えられている。

る。正月茶俗としての大福茶に関する中世史料は多くを見出せていないが、十七世紀に入ると、この大福茶(あるいは福茶)に関しては詳細な記載が頻出し、京都を中心に、この茶俗は正月行事の一つとして今に伝承され来
たっていることは、周知に属している。

歳事茶俗のなかでとりわけ興味深い孟蘭盆の「茶湯(チャトウ)」については、『師守記』の「孟蘭盆講」で確認できた。「大茶」の振舞いを、やはり十四世紀半ばに姿をみせる盆月茶俗の早期の事例とみるべきだろう。その後、十六世紀後半以降ともなれば、孟蘭盆の祭祀にともなう「茶湯(チャトウ)」に関する史料は、具体性をおびて頻出する。近世における事例をいくつか紹介したが、大阪府池田市を中心とする各地に、この孟蘭盆茶俗が、簡略化されながらもしっかりと残されていることに、今後とも注目していきたい。

日本のライフサイクルにおける茶の習俗史に関する研究が本稿である。「はじめに」の部分でも述べたように、この研究は、「茶俗」という言葉を使い、その歴史を明らかにした、初めての試みである。これまでの一連の論稿を含め、この研究が茶文化史研究に「新たな知識(史実・視点)を提供する」ことになり、茶の習俗とその歴史研究に関する試金石となれば、望外の幸せである。

表4 「茶園・田嶋等の寄進」

年月日	種目	寄進の事由	寄進者	被寄進者	出典
暦応四 (二五〇)年(四)月二一日	茶園・田地	為訪二親并亡妻菩提、 為現世安穩後生善処、 陀羅尼料足	沙弥十念	高野山御影堂	『高野山文書』
文和三 (二五四年)二月二一日	茶園	為面々尊靈之訪	葉室長光	臨川寺三合院	『臨川寺重書案文』
貞治二 (二五三年)一月一五日	茶園	為度十方一切無緣含 識、毎月毎日諷經、 大悲呪一遍之料所	源仲房	多田院	『多田神社文書』
貞治五 (二五六年)一月一七日	茶園・田嶋	為度十方一切無緣含 識、毎月毎日諷經、 大悲呪一遍之料所	比丘尼見心	勝尾寺	『勝尾寺文書』
応安元 (二五〇)年九月晦日	茶園・田嶋	為度十方一切無緣含 識、毎月毎日諷經、 大悲呪一遍之料所	臨川寺三合院	臨川寺三合院	『臨川寺重書案文』
明徳四 (二五三年)二月九日	茶園	為兩親菩提・自身逆 修、千部経料	近住教道	多田院	『多田神社文書』
明徳五 (二五四年)四月 日	茶園	自身減罪生善、慈父 并亡夫妙性後生善所、 長日御明料	尼慈妙	久米田寺	『久米田寺文書』
応永四 (二五七年)一〇月一五日	茶園・田地 等	但一期之後、無常菩 提の為、何かの庵に 寄進すべし	熊谷直将	東大寺大仏殿	『東大寺文書』
応永二〇 (二四三年)三月五日	茶園・屋敷	為七世父母成等正 覚・出離生死、如法 経料	僧堯勢	宗久禪尼	『大徳寺文書』
応永三二 (二四五年)一〇月一七日	茶嶋	為七世父母成等正 覚・出離生死、如法 経料	若宮庵室	若宮庵室	『大嶋・奥津嶋神 社文書』
永享九 (二四七年)三月一六日	茶園		安良見彦三郎		『天寧寺文書』

宝徳元 (一四九)年一月八日	茶園・田畠	為滅罪生善、八幡宮料所	玉地院光素 香取直重	美濃国竜徳寺 新福寺	『東大寺文書』 『龍徳寺文書』 『香取文書纂』
永正八 (一五二)年三月一四日	茶園	為自身菩提	宮内信秀	甲斐国向岳寺	『向岳寺文書』
永正一五(一五八)年二月二八日	田地	茶湯分田地、添状「母為靈供」 「亡者の御とふらい」	浄賢・道阿弥	『九条家文書』	
永正一五(一五八)年三月二八日	茶園	念仏堂茶請文、為慈源院菩提、前関白様 毎年御茶十袋進上	覚祐 禪花坊英禅	西大寺 東大寺	『西大寺文書』 『東大寺文書』
大永二 (一五三)年一月一三日	畠	光明真言堂修理料所 新造屋定筆料	壬生家雑掌規郷	懺法講中	『壬生家文書』
大永七 (一五七)年四月二一日	田地	対源忠寺為花見御寄進分	上田甚衛門	越知山	『越知神社文書』
天文三 (一五四)年三月一日	茶園				
天正三 (一五五)年六月一七日	茶園・畠				
天正三 (一五五)年八月一〇日	茶園・畠				
天正一三(一五五)年九月三日	茶園等				

表5 「茶湯料田・茶湯料等の寄進」

年月日	品目	行為	寄進の事由	寄進者	被寄進者	典拠
応永一三(四〇)年六月三日	田地	寄附	為石塔茶湯料	正碩	報恩寺	『法恩寺年譜』
永正一三(五六)年二月二八日	田地	寄進	茶湯料	慈光庵宗清	天琢和尚 (宗球)	『大徳寺文書』
永正一五(五八)年二月二一日	田地	寄進	為茶湯料	南光坊弘秀	総持寺茶堂	『総持寺文書』
天文一六(五七)年五月二六日	米	寄進	茶湯料	毛利元就	安藝大通院	『長防風土記』
(室町後期)正月一七日	米	遣進	命日、茶湯料、位牌 之儀、被立置由	吸江齊宗有	(大徳寺)	『大徳寺文書』
元亀元(五〇)年二月一日	田地	寄進	室故転法輪三条氏の 茶湯料	武田信玄	菩提所同国 円光院	『円光院文書』
元亀三(五三)年九月七日	田地	寄進	瀬名氏俊室の茶湯料	瀬名信輝	竜泉院	『龍泉院文書』
明暦二(六五)年一〇月一七日	米	遣進	清泰院茶湯料	奥村因幡ら	瑞泉寺	『瑞泉寺文書』
宝永四(七七)年	金銭	寄附	茶湯料	武太夫他	花岳山宗金 寺方丈	『上正寺社文書』
享保三(七二)年一月二〇日	畑地	寄進	先祖為茶湯料			『久保田任一家文書』
享保一七(七三)年四月	畑地	寄附	十左衛門女房病死に 付、茶湯免	十左衛門悻善 六	吉祥寺桂岸 和尚	『吉祥寺文書』
享保一九(七五)年一月二六日	田地	寄附	茶湯面	関口弥左衛門	安楽寺宥心 法印	『斎藤美雄家文書』
宝暦九(七五)年一月	田地	寄進	茶湯領	丈助	香林寺	『茂木吉一家文書』
安永七(七七)年二月	金子	上納	御茶湯料	伝右衛門他	善光寺	『久保田光明家文書』
天明八(七八)年九月日	田地	寄附	先祖法界茶湯料	奎兵衛他	那中 巴西寺并且	『麻生田村文書』

日本茶俗史の研究(下)

寛政元 (一七五)年三月	烟地	寄進	茶湯料	周伯他	玄香院	『宮崎寿雄家文書』
享和元 (一八〇)年三月	金子	寄進	菩提供養の茶湯料	長沢利左衛門	神心寺	『長沢千代次家文書』
文化六 (一八五)年一月	米	寄附	茶湯料	駒見屋宗四郎	瑞泉寺	『海禅寺文書』
文化九 (一八三)年二月	寄附	寄附	永代茶湯免	伊右衛門	『甲州文庫』	『甲州文庫』
文化一 (一八四)年二月	烟地	寄附	茶湯料	平左衛門	禅定院	『角田陽司家文書』
文化一 (一八四)年	寄附	寄附	茶湯料	仙藏他	光岳寺	『甲州文庫』
文化一四 (一八七)年七月	金子	寄附	永代茶湯料	弥右衛門他	普濟寺	『普濟寺文書』
文政元 (一八二)年一月	烟地	寄附	茶湯料	満徳寺上人他	竜門寺	秦野市教育委員会所 蔵資料
天保八 (一八七)年八月九日	金子	寄附	永代御茶湯	星野七郎右衛門	青蓮寺	『川越俊介家文書』
天保一三 (一八四)年一月	金子	借用	茶湯料寄付金五〇両 預り	吉平・親類幸 介他	常鑑寺納所	『星野やすし家文書』
天保一三 (一八四)年九月	田地・ 米	寄附	永代茶湯料	普門寺御納 所	普門寺御納 所	『普門寺文書』
弘化三 (一八四)年六月	田地	寄附	菩提茶湯料	幸右衛門	瑞光寺	『岡部幸雄家文書』
弘化四 (一八四)年四月	屋敷	寄附	亡父永代茶湯料	大戸甚右衛門 他	岩村田組理 兵衛	『大戸員之家文書』
嘉永元 (一八四)年極月	金子	寄附	永代茶湯料	仙右衛門	廣福寺	『林孝雄家文書』
嘉永元 (一八四)年一月	金子	寄附	両霊茶湯料	下新田太七	廣福寺	『原正明家文書』
嘉永七 (一八五)年一月	寄附	寄附	茶湯料	茂兵衛	善光寺宿坊	『甲州文庫』
文久二 (一八三)年一月	(金子)	喜捨	随光栄翁居士菩提、 「茶牌領」	高野善兵衛	長養院	『高野敏彦家文書』
慶応三 (一八七)年三月	金子	(受取) 寄附	永代茶湯料	長沢利左衛門	浄光寺	『長沢千代次家文書』
明治七 (一八七)年二月二〇日	(金銭)	寄附	御茶湯料	小田正作	欣慶寺	『小田家文書』

